

神奈川県内自治体の議会における請願・陳情の取扱い

(**)請願紹介議員を「1名以上」としている場合は斜線

07.12.20

	請願と陳情との取扱いの違い (*印は、「標準的な取扱い」(表末参照))	陳情の「委員会付託」「写しの机上配付等」の振り分けに住所要件等があるか	請願紹介議員が「1名以上」でない(**)	当該定例会で審査に付される場合の提出期限	請願・陳情提出者が付託された委員会でき口頭意見陳述(発言)ができるか	委員会傍聴者が請願・陳述の内容を知ることができるか		特に注目すべき点
						写しを配布・貸与または閲覧可	それ以外	
神奈川県	請願は本会議で委員会に付議し、委員会の決定を本会議で議決。陳情は議長が委員会に付議し、結果を本会議に報告。本会議で了承された陳情は、(採択された請願のように)関係行政機関へ送付されることはない。	県内に住所を有する人から提出されたものは委員会に付議されるが、それ以外のもは本会議への写しの机上配布	/	請願は付託日(一般質問の最終日)の2日前(休日を除く)の5時まで。陳情は審査日(常任委員会開催日)の当日朝まで受付ける	各常任委の開催の前までに申出る。傍聴と同じで、委員会の許可をえて行う。概ね1件3分。陳述が許可されれば、傍聴定員とは別枠で入室可。傍聴が許可されていればそのまま傍聴を続けられる。	-	委員会初日の翌日以降、県政情報センターに写しが配架されるので、傍聴者が向けばコピーを可能	陳情書の提出が審査日のギリギリまでできる
横浜市	(*b)	住所要件はなく、国会や関係行政庁などに意見書の提出を求める内容のものは委員会付託、それ以外のもの(行政への要望など)は議長が市長等の回答を求め、その旨を陳情者に通知。	/	当該定例会当初議案上程本会議の原則5日前	陳述の申出があった場合は委員会が諾否決定することになるが、過去に許可された例はない。但し、休憩時間中に陳述を受けた例はある。	委員会傍聴不可 (委員会終了後、事務局で閲覧可能)	(モニター室配付の当日の議題で件名を知ることが可能。また委員会で請願要旨を読み上げる)	市政に関する意見・要望を委員会に付議させたい場合は、陳情ではなく請願としなければならない
川崎市	議員の紹介があれば請願、なければ陳情としている以外、取扱いの違いはなく、すべて委員会付託。ただし、陳情は、請願のように委員会における審査結果の本会議への報告、議決は行わない。		/	定例会議中に2回締切日を設け、締切日までに提出されたものについては、本会議にて所管の委員会へ付託	できない	-	請願・陳情受理一覧をHPにアップしているのので、傍聴者が事前に請願・陳情の件名を知ることが可	提出される請願や陳情の件数が多くても、住所要件や、内容が意見書提出を求めるものかどうかで振り分けることもなく、委員会に付託
横須賀市	請願・陳情とも付託(送付)先に疑義がある場合のみ議運で付託先を決定。陳情は、取扱基準の「送付しないもの」(内容により、議長決定と議運決定がある)に該当する場合のみ、写しの配付にとどめる。請願は本会議で採決し、採択・一部採択されたものは、市長送付等を行う。陳情は委員会での採決。	陳情の、「議運に諮り、その決定により送付しないもの」に「市の権限外の事項を願意とするもの」「市内に住所を有しないものからの郵送提出」がある。	/	審査を行う委員会直前の定例会本会議前の議運の前日まで	提出者からの申出に対し委員会が許可した場合に陳述可	貸与	審査を行う委員会直前の定例会本会議の翌日から県政情報コーナーで閲覧及びコピーが可能	

平塚市	(*)b			<p>請願は本会議第2日目の午後5時まで。 陳情はおおむね3回開催される議会運営委員会の2日前(土・日・祝日を除く)まで。</p>	<p>提出者が申し出れば、委員会での陳述可</p>	<p>閲覧可</p>		
鎌倉市	<p>原則として、請願も陳情もすべて本会議で所管常任委員会等に付託する。委員会での審査結果は本会議で報告し採決する。</p>			<p>定例会開会日の前日(前日が休日の場合は、その前まで)が受付期限</p>	<p>陳情提出者の発言は、1件につき1人10分以内。発言は委員会の休憩中に行い、委員会の議事録には載らない。</p>	<p>閲覧可</p>		<p>「陳情提出者は委員会で発言ができる」とHPに特筆。</p>
藤沢市	<p>請願は本会議で紹介議員が説明を行った後、所管の常任委員会に付託するが、全会派の賛同を得たものは委員会付託を省略する。陳情は、所管の常任委員会に付託する。審査結果の報告は次の定例会の議長報告の中で行う。</p>	<p>市外居住者から郵送で提出された陳情は、委員会に付託せず、その写しを議員に配布。</p>		<p>請願は、会期を決める議会運営委員会(おおむね、定例会初日の2～3日前開催)の日の正午まで。陳情は定例会初日の午後5時まで</p>	<p>できない</p>	<p>配布</p>		
小田原市	<p>郵送でなく持参された陳情はすべて委員会に付託。受理後、提出者が応じれば付託予定の委員会の委員長・副委員長が面談し、陳情の経過や趣旨を聞き取る。陳情は原則として、本会議に諮らず、所管の常任委員会で審査。</p>	<p>郵送された陳情は内容によっては委員会付託することもあるが原則写しの配付</p>		<p>定例会初日まで</p>	<p>できない(現在検討中)</p>	<p>閲覧可</p>		<p>陳情について、付託予定の委員会の委員長が提出者に面談して、経過や趣旨を確認する</p>
茅ヶ崎市	(*)			<p>各定例会の初日の10日前(土・日・祝日に当たる場合はその前日)まで(定例会の初日の7日前の議会運営委員会で取扱を協議)</p>	<p>暫時休憩し、委員の質問に答える形で陳述できる。会議録には残らない。</p>	<p>-</p>	<p>傍聴者に配られる次第で件名はわかる</p>	
逗子市	<p>請願は、紹介議員が本会議及び委員会で趣旨説明を行い、質疑を受ける。また、請願は、委員会での審査後に本会議で委員長報告を行い議決するが、陳情は委員会審査結果を議長が報告するのみ。</p>			<p>概ね各定例会が招集される1週間から10日位前まで(その都度、議会運営委員会で定める)</p>	<p>できない</p>	<p>(次回定例会より委員会で回覧する傍聴者用資料に添付す</p>	<p>傍聴者に限らず、請願・陳情文書を含む日程表等を希望者に配付</p>	<p>請願は、紹介議員が本会議及び委員会で趣旨説明を行い、質疑を受ける。</p>
相模原市	(*)	<p>市外居住者から郵送で提出された陳情は、委員会に付託せず、その写しを議員に配付</p>		<p>各定例会が始まる前日まで</p>	<p>できない</p>	<p>貸与</p>		

三浦市	原則として、請願も陳情もすべて本会議で担当常任委員会に付託するが、請願については本会議で紹介議員より趣旨説明し質疑を行う。			定例会招集日3日前の議運の前日	提出者より申出があれば、全てできる	閲覧可		
秦野市	請願・陳情ともに原則、所管の常任委員会に付託	郵送により提出された陳情は、本会議の議題とせず、議員への写しの配布のみ	2人以上	定例会3日目(初日含む)の5時まで。	提出者より事前に申出があった場合、委員会の前に「委員会協議会」を開き、その場で聴取。	配付		
厚木市	(*)	持参しない陳情は、議員への写しの配付にとどめている		各定例会初日の前日まで	できない(請願紹介議員が委員に求められて趣旨説明をすることはある)	閲覧可	本会議上程後、ホームペ時に請願(陳情)文書表を掲載	
大和市	請願・陳情ともに原則、所管の常任委員会に付託			定例会初日の2日前の17時まで。	委員から趣旨説明を求める発議があり、委員会が許可すれば、暫時休憩として陳述が可能。	貸与	ネットにも掲載(傍聴者が印刷して持参可)	
伊勢原市	請願・陳情に取扱の違いはなく、すべて委員会に付託し、審査結果は本会議にて報告し、議決している。	郵送の場合は陳情として受付せず、要望書として写しの配付または件名の報告のみ		定例会初日の前日までに。	これまでに申出なし。あれば協議する。	配付		
海老名市	(*)c			定例会7日前から最初の議運前日まで	できない(ただし、委員会から求められれば別)	請願は文書表にて閲覧可だが陳情は用意なし。		
座間市	(*)a			各定例会開催日の9日前(その日が休日にあたる場合は、その前日)まで	事前に委員会の許可があればできる。時間制限なし。	閲覧可		
南足柄市	(*)c	陳情は電子申請による提出も可だが、市民以外からの郵送、fAX、メール等によるものや、その内容によっては審査に付されず、机上配付にとどまることもある		定例会初日の本会議の10日前まで	提出者の申出による陳述の事例なし(委員会から要請があれば、委員会協議会で意見を述べたり説明したりすることができる)	-	傍聴者に配られる会議日程で件名はわかる	
綾瀬市	(*)c	郵送の場合は陳情として受付せず、要望書として全議員に配付。		持参により定例会初日前3日(土日、祝祭日を除く)まで	提出者の申出による陳述の事例なし(委員からの要請で請願紹介議員が趣旨説明をすることはある)	-	傍聴者に配られる次第で件名はわかる	

葉山町	陳情は郵送のものも含めてすべて、請願と同様の扱い、委員会に付託して、本会議で採決		2人以上	当該定例会初日の5日前に開催される議運の前日の午後5時	提出者の申出による陳述の事例なし(委員会が参考人として陳述を要請した例はある)	-	事務局にて傍聴の前に閲覧可	
寒川町	(*a(但し、持参分に限る)	郵送された陳情は写しの議場配付		当該定例会の2日前～前日に開催される議運の前日の午前中まで受付	申出があれば、委員会で判断。	貸与		
大磯町	(*a			当該定例会本会議初日の10日前(郵送の場合必着)まで	提出者から申出があれば、休憩時間内に可。制限時間はとくにない。(休憩時間内の陳述なので、議事録には残らない)	貸与(3部を傍聴席の卓上に設置)		
二宮町	郵送の陳情については、議運で委員会付託にするか机上配付にするか振り分けるが、直接提出されたものは請願と同様の扱い。			定例会の約10日前に開催される議運の2日前	請願・陳情受理時に、議会側が提出者に委員会での趣旨説明ならびに委員からの質疑への応答を求める。(提出者の陳述は1件10分程度。陳述時は暫時休憩とし、やりとりは会議録には残らない。)	傍聴者に貸与(閲覧用として3部を傍聴席に設置)		請願・陳情受理時に、議会側が提出者に委員会での口頭意見陳述を求める
中井町				通常は定例会の約1週間前に開催される議運の終了時まで	陳述の申出がされたことがない。	(傍聴者がいないので特に決まっていない)		
大井町				一応の目安として、定例会の前の議運にかけられれば、その定例会で取り扱う	提出者からの申出による陳述は行われていないが、委員会側が提出者に趣旨説明を求めて陳述してもらうことはある。その場合は議事の中で陳述・質疑となる(休憩時間中ではない)	(不明)	(不明)	
松田町	請願・陳情・要望すべて同じ取扱い			議案発送日の数日前まで	できない	-	(常任委員会では資料配付をしないが、本会議では請願・陳情文書を含め傍聴者に資料配付)	

山北町				定例会の約1週間前の議案配付の5日程前に議運を開催。その議運の2日前までに提出。 (定例会初日の約1週間前)	陳述の申出の事例なし	(不明)	(不明)	
開成町	請願、陳情、要望、すべて同じ取扱		2人以上	定例会初日の1週間から10日前に開催される議運の前日まで	提出者からの申出ではなく、委員会が趣旨説明を求めて陳述が行われることはある。議事の中でおこなわれるので会議録に残るが委員会会議録は要点筆記。	貸与		
箱根町			2人以上	定例会の初日の1週間程度前に開催される議運の1週間前	申出があれば委員会で判断。とくに時間制限の目安はない。最近でも1件陳述があった。	-	傍聴者に配付される議事日程で件名はわかる	
真鶴町			人数の定めなし	定例会の初日の1週間程度前に開催される議運の1週間前	陳述の申出なし(請願・陳述の件数自体少ない)	(傍聴者がいないので特に決まっていらない)		
湯河原町			2人以上	各定例会初日の約10日前の午後5時まで	この4年間は申出の事例なし(請願そのものがH12年以來ない)	配付		
愛川町			人数の定めなし	定例会初日の9日前に開催の議運の1週間前	陳述の申出がされたことがない(議会側が紹介議員に趣旨説明を求めたことはある)	-	傍聴者に配付される議事日程で件名はわかる。(本会議の傍聴では閲覧可)	
清川村	請願も陳情も机上配付はなく、すべて委員会付託か本会議で即決		2人以上	定例会初日の5日前に開催の議運の3日前	陳述の申出がされたことがない	-	-	

(*)標準的な取扱

請願、陳情ともに議会運営委員会での委員会に付託するか等、取扱を審議。請願は委員会付託
 陳情は、その要望内容が委員会に審査を付託するのにふさわしいものと判断された場合は委員会送付、それ以外は写しを議員に配付、また要望内容について市長などに照会し、その回答を提出者に回答する。
 委員会に付託された陳情の委員会での審議結果は、a「本会議で採決」、b「本会議に報告する」c「本会議に報告しない」のいずれも「標準的な取扱」に含めて記載。